

公益財団法人東京都スポーツ協会加盟団体代表者会議規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第39条に規定する加盟団体代表者会議（以下「代表者会議」という。）に関することを定める。

(構 成)

第2条 代表者会議は、協会の各加盟団体から選出された代表者委員で構成する。

第2章 審議事項

(審議内容)

第3条 協会理事会（以下「理事会」という。）は、次に掲げる事項について必要に応じて代表者会議の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) その他協会の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

2 代表者会議は、理事、監事、評議員候補者の推薦に当たり、理事会の求めに応じ、必要な提言を行うことができる。

3 代表者会議は上記事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対して必要と認める事項について助言する。

第3章 代表者委員

(選 出)

第4条 各加盟団体は、代表者委員を1名選出し、協会に届出なければならない。

2 協会の評議員に選任された者は代表者委員になることはできない。

3 代表者委員の在任中に評議員に選任された者は代表者委員の資格を失う。この場合、その選出母体である加盟団体は、新たに代表者委員を選出し協会に届出る。

(任 期)

第5条 代表者委員の任期は原則として協会役員の任期と同一とする。ただし、別途定める必要がある場合についてはその定めに従うこととする。

2 補欠又は増員による代表者委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 代表者委員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

4 代表者委員は、代表者委員たるにふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情がある場合には、その任期中といえども理事会の議決によりこれを解任することができる。

第4章 会 議

(招集・議長)

第6条 代表者会議は毎年2回理事長が招集する。但し理事長が必要と認めた場合、又は代表者委員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、請求のあった日から20日以内に代表者会議を招集しなければならない。

2 代表者会議の議長は理事長とする。

(定足数・議決)

第7条 代表者会議は代表者委員現在数の過半数以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の代表者委員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 代表者会議の議事は、出席代表者委員の過半数をもって決する。

(分科会)

第8条 代表者会議に、必要な分科会を設けることができる。

(事務局)

第9条 代表者会議の事務は、協会事務局において処理する。

第5章 補 則

(規程変更)

第10条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成23年6月24日理事会議決により決定。

附 則

1 この規程は、平成24年3月21日理事会議決により一部改正。

2 この規程は、公益財団法人東京都体育協会の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

3 この規程は、令和6年3月4日理事会議決により一部改正(団体名称変更)。令和6年4月1日から施行する。